

# 本気で行政改革、本当の財政改革。

～県内ワースト1の財政状況を立て直すために～

ソフトテニスでは日本一でも、町の財政力は県内ワースト1。この状況を打開するために行政改革が必要不可欠です。町では、平成18年3月に行政改革推進委員会（会長・洲崎一男）の答申を受け「能登町行政改革大綱」と「能登町行政改革実施計画」を策定しました。今後の町行政の指針のひとつとなる行政改革は、どのように行われるのか？具体的な内容は？大綱の中心と計画の内容を抜粋してお知らせします。

## 行政改革の必要性

### 1. 本町財政の現状

わが国の経済は回復の兆しがあるものの、地方における状況は未だ低迷の域を脱しきれておらず、本町の町税収入は、今後とも年々減少していく傾向にあります。過疎地域ゆえの労働力人口の減少により、今後大幅な増収は見込めず、地域経済の活性化や企業誘致などの企画・事業実施が重要な課題となります。

依存財源が大半を占める歳入構造となっており、地方分権の推進による三位一体改革などの国の政策や財政状況に左右されやすく、抜本的な改革が必要です。今後の行政運営では、歳入と歳出の収支の均衡を保つこと

もに、これまでの行政サービスのあり方を見直し、極力行政のムダを削り、町民生活に必要な可欠なサービスに重点配分していくことが必要と考えられます。そして、地方分権時代にふさわしく、自主性・自立性に富み、魅力のある町政を町民とともに展開していくため、従来の発想や既存の枠組みにとらわれない新たな視点に立った行政システムを構築し、抜本的な改革を計画的に実施していかねればなりません。

このため、新しい町政運営の基本的な指針として「能登町行政改革大綱」を策定し、行政改革を積極的に推進するとともに、行政改革推進の具体的な方策である「実施計画」を定め、その経過に行政や町民などによる評価・見直しを重ねながら、着実な実施に努めます。

## 行政改革の推進事項

### 1. 組織・機構の合理化

今後の地方分権時代に即した合理的で効率的な行政運営の実現を目指し、全職員が危機意識を持って行政改革に取り組みとともに、着実に実行するため、次の項目を推進事項として定め、積極的に取り組んでいくことを基本方針とします。

1. 組織・機構の合理化
2. 窓口サービスの向上
3. 公共施設の適正管理と運営等の効率化
4. 財政の健全化による安定基盤の確立
5. 事務事業の改善・効率化

### 2. 実施期間

この計画の実施期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間とします。

### 2. 窓口サービスの向上

職員の接遇マナーの向上を図り、町民の立場に立った親切な対応を心がけるとともに、行政事務を簡素化することにより町民の手続きの負担を軽減し、利便性の向上に努めます。

### ① 窓口業務の改善

電算化による発行手続きの迅速化および押印の廃止の検討など申請・手続きの簡素化により、窓口サービスの向上を図ります。

### ② 申請・手続方法等の拡大

インターネットなどを利用した各種申請・届出等の事務手続きのオンラインシステムおよび受付体制の整備の検討を進め、行政サービスの一層の効率化・迅速化を推進します。

### 3. 公共施設の適正管理と運営等の効率化

公共施設の管理運営の徹底した見直しを行い、指定管理者制度の活用を図りながら、行政と民間との新たな役割分担の下、最も適した管理者によるサービス提供を行える体制を整える

### 4. 財政の健全化による安定基盤の確立

厳しい社会経済と先行き不透明な経済情勢の下、国の方針である地方分権の推進に対応するため、地方交付税や国・県支出金、地方債などへの依存型の財政構造から歳入規模に見合った

か、公共施設の必要性についても検証し、整理・統合を進めていきます。

### ① 管理運営業務の見直しと民間委託の推進

直営または指定管理者などの選択を行い、効率的・安定的な管理運営体制の確立に努めます。

使用料については、適正な料金設定の推進に努めます。

民間への業務委託については、計画的に民間委託を促進します。

### ② 公共施設の整理・合理化

管理運営体制の確立に努めるとともに、費用対効果や利用実績などからその必要性が低くなるものについては、閉鎖または地元払い下げ・移譲も視野に入れて整理・統廃合に努めます。



- ② 職員配置の見直し  
効率的、効果的な職員配置を推進し、業務作業の強化・充実に努めます。
- ③ 職員定数の適正化  
定員適正化計画により職員数の削減と嘱託職員なども含めた総合的かつ適正な定員管理に努めます。
- ④ 職員の意識改革の徹底  
行政改革大綱と一体のものとして「能登町人材育成基本方針」を定めて、本町の新しい時代における人材育成に努めます。
- ⑤ 給与・手当等の見直し  
職員の給与水準については、人事院勧告や民間企業の賃金水準、社会情勢などの動向に配慮し、より透明性のあるものとなるよう努め、職員手当についても支給基準を総合的に見直し、適正な支給に努めます。

(単位：千円)

改革項目	実施内容	実施年度および効果額など				
		H17	H18	H19	H20	H21
特殊勤務手当の見直し	・町の特殊勤務手当は14項目あり、そのうち町が独自に設定したものを中心に、減額、廃止などの見直しを行う。		△ 3,400	△ 3,400	△ 3,400	△ 3,400
期末手当の見直し	・期末手当について、その一部の支給を一時抑制し、特別職分を30%、一般職分を20%減額するものとする。		△ 93,600	△ 93,600	△ 93,600	
勤勉手当の見直し	・勤勉手当について、その一部の支給を一時抑制し、一般職分を20%減額するものとする。		△ 47,400	△ 47,400	△ 47,400	
特別職の非常勤職員の報酬の見直し	・特別職の非常勤職員の報酬について、一律10%を減額する。		△ 6,700	△ 6,700	△ 6,700	△ 6,700
窓口における手続きの迅速化	・町民の窓口利用に係る利便性の向上を図るため、申請などの手続きの簡素化を検討する。(押印の廃止基準策定、添付書類の簡素化など)	検討	→	→	→	→
インターネットを利用した申請方法等の整備	・インターネットなどを利用した申請・届出などの一部稼働中の手続きについて啓発を図るとともに、新たな申請システムの構築および受付体制の充実を検討する。		検討	→	→	→
施設管理、財産管理の徹底・見直し	・すべての公共施設について財政面や運営状況、費用対効果などをあらためて調査し、事業・経営改善を推進し、または業務委託および指定管理者制度の活用を含め、抜本的見直しを行う。	△ 5,000	△ 5,000	△ 5,000	△ 5,000	△ 5,000
ごみ処分場の見直し	・施設の老朽化により、内浦クリーンセンターを平成21年度で廃止する。 ・柳田、内浦両埋立処分場は、埋立状況により10年以内に廃止する。	検討	→	→	→	△ 47,500
財政計画の策定	・中長期的な財政計画を策定し、行政改革大綱および実施計画に基づき、健全な財政運営を図る。 ・各種の財政指標の目標値を設定し、類似団体と比較、検討を進めながら、個性あるまちづくりを図る。	実施	→	→	→	→
補助金等の見直し	・現在交付している補助金について全面的に見直し、その内容や使途・効果について十分精査し、額の改正や廃止も含め検討して、整理・合理化に努める。		△ 81,262	△ 81,262	△ 81,262	△ 81,262
公社の統廃合	・旧町村にあったそれぞれの公社を統廃合する。		△ 4,000	△ 4,000	△ 4,000	△ 4,000
イベントの見直し	・イベントを全面的に見直し、類似したものを統廃合しイベントの充実を行う。		△ 9,550	△ 9,550	△ 9,550	△ 9,550
前納報奨金制度の見直し	・固定資産税・都市計画税や町民税の普通徴収分について、これまで前納(第1期に1年分を納付)の場合に年税額から差し引いて交付していた報奨金制度を廃止する。		△ 9,993	△ 9,993	△ 9,993	△ 9,993
能登町定住促進奨励金制度の見直し	・奨励金制度を廃止する。		△ 5,600	△ 5,600	△ 5,600	△ 5,600
在宅長寿祝金の見直し	・100歳になった方に交付している在宅長寿祝金について見直し、減額を行う。(100万円→5万円相当の品など)		△ 950	△ 1,900	△ 7,600	△ 14,250
敬老祝金の見直し	・町に5年以上居住している年齢90歳以上の高齢者に対して交付している敬老祝金(1人1万円)については、廃止する。		△ 3,640	△ 3,630	△ 3,570	△ 3,500
結婚祝金制度の見直し	・婚姻した町居住者に対し交付していた祝金(1組10万円)について、その制度を廃止する。		△ 6,000	△ 6,000	△ 6,000	△ 6,000
すこやかあかちゃんお祝い金制度の見直し	・町居住者の新生児誕生に対して交付していた祝金の額(1人10万円)について、減額(1人5万円)とする。		△ 5,500	△ 5,500	△ 5,500	△ 5,500
総合計画の策定	・能登町総合計画審議会を設置し、町の最上位計画として長期的な視点から町の将来ビジョンを描き、「能登町の新しいまちづくりの指針」となる総合計画を策定する。	実施	→	→	→	→
各庁舎の宿日直業務の見直し	・夜間の利用がほとんどない柳田庁舎、内浦庁舎の宿直業務を廃止し、夜間の庁舎管理について民間のセキュリティシステムを導入する。		△ 1,820	△ 1,820	△ 1,820	△ 1,820
学校の給食業務の見直し	・それぞれの学校で行ってきた給食調理について、民間への委託を検討する。	検討	→	→	→	→
投票所の設置の見直し	・投票所を24カ所に削減し、投票環境の均一化に努める。 ・期日前投票所を増設し、選挙人への利便性を図る。	△ 4,500	△ 4,500	△ 9,000		△ 4,500
ポスター掲示場の設置の見直し	・投票所の減少に伴いポスター掲示場も減少するので、238カ所から132カ所に削減し、設置箇所の見直しを行う。	△ 1,378	△ 1,378	△ 2,756		△ 1,378
地域包括支援センターの設置	・介護保険法の改正に伴い、地域の高齢者を支援する地域包括支援センターを設置する。	実施	→	→	→	→
各種健診事業の見直し	・町村合併に伴い、健診会場が多くなったことから会場設置の見直しを行う。		△ 7,898	△ 7,898	△ 7,898	△ 7,898
し尿処理方法の見直し	・脱水汚泥の処理方法の変更(焼却処理から農地還元や埋立処分などへ)を検討する。	検討	→	→	→	→
例規集のホームページ上の公開について	・情報公開の推進により、公開用の電子例規システムをホームページ上に掲載し公開する。			120	120	120

財政構造への転換を図ります。  
また、多様化、高度化する行政需要に対応するため、総合計画との整合性を図りながら、中長期的な財政見通しに基づき、重点的かつ効果的な政策を実施し、事務事業の整理・合理化の推進により、一層の健全財政の運営を促進します。

①経費の節減・合理化  
事務事業の全般にわたって効率的・合理的な改善となるよう見直し、義務的経費の縮減、投資的経費の抑制などによって歳出全般の健全化を図ります。  
費用対効果、官民の役割分担のあり方、施策の優先順位などを厳しく精査し、事務事業の徹底したスクラップ・アンド・ビルドの推進に努めます。

②町税などの収入確保と負担の適正化  
町税などの収納率の向上および使用料などの受益者負担の適正化を図ります。  
また、税業務に関する課税客体的な確かな把握と、徴収体制の強化とともに着実な滞納整理を実施し、適切な税務行政の遂行に努めるとともに、新たな課税客体の確保に向けて、積極的な

調査・研究に取り組みます。

5. 事務事業の改善・効率化  
社会経済環境の変化に伴い、多様化・高度化する新たな行政需要に対応するため、事務事業の必要性や有効性を精査し、事業の重点化や質的充実を図るとともに、廃止や統合も含めた事務事業の再構築に努めます。

①総合計画の策定  
事業の緊急性、必要性、有効性などを検証し、将来に向かって均衡ある「まちづくり」の実現と、その実現に必要な諸施策の方向性を定め、実効性のある計画づくりに努めます。

②民間への業務委託の推進  
行政と民間の役割分担および連携を検討し、事務の改善を行うことができると判断する事業については、積極的かつ計画的に民間委託を推進します。

③事務事業の見直し  
事務事業の全般にわたって、必要性、緊急性、行政効果などを精査し、事業の合理化に努めます。  
公共事業などの事務事業につ

今後の取り組み  
県内最悪ともいわれる財政の立て直しは急務で、財政再建団体とならないために抜本的な改革を早期に実施し、自主的に財政を立て直し、簡素で効率的な行政体制の構築を図る必要があります。  
その改革の柱として、「行政改革大綱」を有識者、各種団体の代表と公募委員からなる能登町行政改革推進委員会に諮問し、委員会の答申に基づいて定めました。今後は委員会の意見に配慮しながら、大綱に基づいた本計画を策定し、着実な実施に取り組みしていきます。

いでは、事務事業評価などの手法を用いて、一層の整理・合理化と簡素・効率化を図ります。



実施計画【一般会計関係】(抜粋)

(単位：千円)

改革項目	実施内容	実施年度および効果額など				
		H17	H18	H19	H20	H21
課・室等の統廃合	・合併に伴う機構再編により、旧町村の区域ごとに庁舎が設置されていることから、現在の分庁方式から本庁・支所方式導入に向け、定員適正化計画を考慮して、検討と計画立案を図る。 ・現在設置されている26課8室2支所1出張所を平成21年度までに24課5室となるようにする。	検討	→	→	→	→
行政改革実行委員会(仮称)の設置	・行政改革大綱に基づく実施計画の実施について、その評価および検討、見直しを行い、計画の確実な推進を図る。 ・新たな行政改革案を模索し、調整を図りながら、計画への追加およびその実施を促進する。		144	144	144	144
事業再評価審議会の設置	・国、県の補助金について、有識者などによるその効果および有効性について評価、審議などを行い、適正な事業の執行を図る。		58	58	58	58
保育所の統廃合	・少子化に伴い、保育体制の見直しを行う。 ・児童数が10人未満になった場合に閉所または統廃合を検討する。		△ 20,000	△ 50,000	△ 50,000	△ 50,000
小・中学校の統廃合	・平成20年3月を統合最終年とし、町立小学校を5校(宇出津、鶴川、松波、小木、柳田の各小学校)とする。 ・町立中学校を5校(能都、鶴川、松波、小木、柳田の各中学校)とする。		△ 26,405	△ 33,655	△ 40,906	△ 40,906
定員管理の適正化	・今後の定員管理の基本的な指針として「能登町定員適正化計画」を策定する。 ・定員適正化の数値目標 ①10年間で総職員数140人以上(約24%)の削減を行う。 ②目標数値の対象となる職員数は、平成16年4月1日現在の職員数594人とする。	△ 130,680 (△ 18人)	△ 181,500 (△ 7人)	△ 225,060 (△ 6人)	△ 326,700 (△ 14人)	△ 442,860 (△ 16人)
管理職手当の見直し	・20%削減となっている手当をさらに20%削減するとともに、定額化を図る。	△ 7,000	△ 14,000	△ 14,000	△ 14,000	△ 14,000